

令和5年1月第1回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月11日（水）
午前10時00分から午前10時55分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（44人）
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平
9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝
13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴
17番 松本正幸
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
24番 市本裕司 26番 松下 功 25番 下山史朗 27番 福島史利
28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三
33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽
37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義
41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり
45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員（2人）
会 長 19番 矢谷光生
推進委員 32番 長尾 修
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第4号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 議案第5号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第7 議案第6号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第8 議案第7号 再生困難な農地と見込まれる農地の非農地判断について
日程第9 報告第1号 農地転用の制限の例外に係る届出について
日程第10 報告第2号 農地法第18条6項の規定による農地の貸借の合意解約につ
いて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、総会のほうを開始いたします。
改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願
いいたします。
それでは、ただいまから令和5年1月総会を開会いたします。
それでは、本日会長欠席のため、会長職務代理者にご挨拶をお願いいたします。
- 会長職務代理者 改めまして、明けましておめでとうございます。新しい年を迎えまして、皆様には
元気な姿を見られてありがとうございます。今年もまた厳しい年になるかもしれま
せんけれども、皆さんと協力して精いっぱい任務を努めさせていただきたいと思
いますのでよろしくお願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、会議のほうへ入らせていただきます。
本日欠席の委員は19番委員でございます。遅参委員の方はいらっしゃいません。
よって、ただいまの出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますので、1
月総会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとな
っておりますが、本日会長欠席でございますので以降の議事の進行は会長職務代理
者をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会長職務代理者 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名さ
せていただくことにご異議ございませんか。
- <「異議なし」の声>
- 会長職務代理者 それでは、議事録署名委員は、7番 [] 委員、8番 [] 委員を指名い
たします。
日程2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題
といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
会長職務代理者 はい、事務局。
事務局主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

す。ご審議方よろしく申し上げます。

会長職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いします。

10番委員 議長。

会長職務代理者 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

12月25日に譲受人立会いの下、現地確認を行っております。譲受人と譲渡人は近所で本家分家の関係になります。譲渡人は病弱で、現在も病院のほうへ入院されてるようでございますけれども、もう今後農業ができないということで、すぐ近所の譲受人に任せるということで話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、管理機など農業に関する農機具は所有しており、現在も所有している農地については耕作を行っております。今回所有しようとする農地でございますけれども、自宅のすぐ近所ということで家庭菜園などを作りたいということで考えているということでございました。別段問題はございませんし、今回の権利移転については問題がないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

会長職務代理者 それでは、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 番号4でございますが、中和の譲渡人が、相手方の要望により、八束の譲受人に、申請農地、田2筆4, 192㎡、畑3筆1, 387㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

会長職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長、34番推進委員です。

会長職務代理者 はい、34番推進委員。

34番推進委員 番号4についてご報告いたします。

昨年12月30日に譲受人とその友人3名、譲渡人のご夫婦と現地確認をいたしました。譲受人は不動産屋を通じて農地を探されていたところ、今回譲渡人の農地があり、お互いの話に売買の折り合いがついたので申請するものです。譲受人は1店舗ずつのカフェを経営されており、ご自分で無農薬の野菜作りをしてお店で使っていきたいと思っておられます。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在お一人で生活されており、蒜山に少しの農地を耕作されていますが、今後はトラクター、小型耕運機を使用し、10年ぐらい無農薬の野菜作りをしておられる友人の応援をいただき、こだわりの無農薬野菜を一緒に作る計画をされています。その他の指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。

会長職務代理者 それでは、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、畑1筆373㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願い

いたします。

37番推進委員 議長。

会長職務代理者 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番でございます。

番号5の案件について説明させていただきます。

1月8日に聞き取り調査を行いました。この案件の畑は以前から譲受人が自分の住宅のそばの横の畑を借り受けまして耕作しておりましたが、譲渡人のご主人様が亡くなりまして、相続人の子供たちも今後農地を処分したい考えであり、譲渡人より今後もこの畑を耕作してもらえないかと相談があり無償譲渡の話がまとまり、所有権移転の申請でございます。管理に必要な機械等は整備されておりまして、何も問題ないと思います。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

会長職務代理者 以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

日程3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

会長職務代理者 はい、事務局。

事務局次長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（落合）は、子供が同居するようになり現在の駐車場が手狭となったため、田1筆503㎡のうち226㎡を、農業用倉庫兼車庫と露天駐車場として使用するため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないま

ま一部を整備しており、今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付されております。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

会長職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

会長職務代理者 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号1について、令和4年12月30日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、事務局の報告があったとおり、子供が家に帰って同居するため車が増え駐車場がないため、駐車場を自宅の道路を挟んだ横に整備しようと試みたところ、申請人は農地法をよく理解しておらず、現在農業用倉庫兼車庫を建てており、今後このようなことがないように顛末書を添付しております。申請地の位置ですが、■■■■線、その■■■■山のほうに入ったところに位置します。周辺の状況ですが、東が市道、西が谷川と畑、南が市道、北が田。周辺農地への影響ですが、西に畑、北に田がありますが、畑は一段下に下がり、田は一段上にあり、その両方とも段差が2.5mから3mほどあります。日照、通風などの影響はないと思われま。その他指摘事項は特にごございません。ご審議方よろしく申し上げます。

会長職務代理者 以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

質疑はございませんでしょうか。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

日程4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1につきましては、23番推進委員が譲渡人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から

終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたします。

それでは、退席をお願いいたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

会長職務代理者

事務局。

事務局主幹

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、申請地北側に農業用ハウスを所有し自営で農業されていますが、以前から現状の道幅が狭く、トラックなどの進入が困難なため、申請地、田1筆26㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、進入路として整備をするため、転用申請するものです。農地区分は、高速自動車道その他自動車のみ交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね■■■■の区域に位置することから3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

会長職務代理者

それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員

議長。

会長職務代理者

はい、12番委員。

12番委員

12番です。

それでは、1番につきまして現地調査の結果を報告させていただきます。

確認日は、1月7日に行いました。譲受人は申請地付近の荒廃しそうな農地を3条申請によりまして数々取得されております。そこにハウス等を既に建設されているというふうな状況でございまして、近い将来に水耕栽培による野菜作りを計画されているようでございます。今回その農地への進入路が狭小のために拡幅を計画しておりまして、譲渡人との協議が調いでしたので今回申請するものです。申請地の位置等でございますが、■■■■の近くでございまして、西に■■■■という工場がありますけども、その隣の土地でございます。周囲の状況でございますが、東が譲渡人の畑、西が工場、南が市道、北が倉庫という状況でございます。周辺農地への影響ですが、東の畑が唯一影響を受ける農地でございますが、譲渡人所有のものでありますし、しかも進入路でございますので何ら問題ないと思われま

す。

以上によりまして問題ないと思われま

すので、ご審議よろしくお願

会長職務代理者

ここで番号1の質疑に入ります。

質問のある方は挙手願

質疑はございませんでしょうか。

＜「質疑なし」の声＞

会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号、番号1を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、番号1は、原案のとおり可決されました。

ここで議事参与の制限により退室しておりました23番推進委員の入室を許可いたします。

それでは、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在の墓地が遠方で墓地周囲が荒廃しており、また自身が高齢のため墓参りが困難になってきたことから、申請地、田1筆20㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、墓地用地に、同じく田1筆14㎡を、進入路にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■■■円、土地造成■■■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

会長職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、担当推進委員が欠席のため事務局から説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

会長職務代理者 はい、事務局。

事務局主幹 担当地区推進委員より調査書をいただいておりますので、調査内容をご説明します。

番号2については、12月26日、譲受人立会いの下、現地確認を行っております。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人の山間地にある墓地はイノシシの害に遭って崩れかけているため、この機会に自宅近くに墓を移そうと譲渡人に話を持ちかけて、このたび売買の話が成立したものです。申請地の位置は、■■■■地区内にある■■■■大師堂の東南側斜面で耕作には不向きな農地で、現況は畑として使用されています。付近は墓地が集まっています。周囲の状況は、東が畑、西は墓地、南は市道、北は墓地です。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

会長職務代理者 それでは、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（勝山）は、現在の墓地が急傾斜地をのぼった場所にあり、自身が高齢のため維持管理が困難になってきたことから、畑2筆、合計18.17㎡を、譲渡人（勝山）から譲り受け、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費は譲受人と譲渡人は本家分家の関係で贈与による所有権移転のため〇円、土地造成円、建物施設〇円。資金の内訳として、自己資金〇円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

会長職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

会長職務代理者 はい、34番推進委員。

34番推進委員 番号3についてご報告いたします。

現地確認は、昨年12月30日に譲受人、譲渡人の立会いの下、行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は本家分家の間柄になられ、同じ自治会で近隣に住まわれておられます。譲受人のお墓は自宅から1キロほど山に入った斜面にあり、草刈りをして今まで管理してこられましたが、高齢になり自宅の近くへお墓を移動したいと考え、近隣に住む譲渡人に相談したところ話がまとまり申請するものです。申請地の位置ですが、〇号線を〇方向に向けていくと〇地区があります。〇の前を右折して約20mぐらいのところに譲受人の自宅があり、そこから約10mぐらい北方向に山へ向かったところになります。周囲の状況ですが、東、倉庫、西、山、南、畑、北、墓地と山になります。周辺農地への影響ですが、近隣の皆様には許可をいただいており問題はありません。その他の指摘事項も問題ありませんので、審議方よろしくお願いいたします。

会長職務代理者 以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号2、番号3の質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号、番号2、番号3を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、番号2、番号3は、原案のとおり可決されました。

日程 5、議案第 4 号、基盤強化法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

会長職務代理者 はい、事務局。

事務局主事 議案第 4 号について、7 ページをお開きください。

議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和 5 年 1 月 11 日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全 32 筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

会長職務代理者 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号、基盤強化法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

日程 6、議案第 5 号、基盤強化法第 19 条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程 7、議案第 6 号、農地中間管理事業法第 18 条 7 項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

会長職務代理者 はい、事務局。

事務局主事 議案第 5 号について、11 ページをお開きください。

議案第 5 号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画があがっております。

続きまして、議案第 6 号について、17 ページをお開きください。

議案第6号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき市が農用地利用配分計画案を作成するにあたり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和5年2月24日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合いマッチングが成立したものです。全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

会長職務代理者 それでは、お目通しをお願いいたします。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第5号、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第6号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

日程8、議案第7号、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

会長職務代理者 はい、事務局。

事務局次長 議案第7号、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により、再生利用が困難と見込まれる農地に対して非農地判断した件について、本日も審議いただく案件は1,160筆でございます。

23ページをご覧ください。

今回ご審議いただく対象の農地は、所有者への利用意向調査により中間管理機構へ貸し付けたい意向のあった農地を確認した結果や所有者から非農地の申出、また事務局の現地確認結果を基に、土地所有者または管理者へ非農地の事前通知を送付し、非農地とすることに承認いただいた筆でございます。本日議決された後には所有者または管理者へ非農地通知書を送付し、事務局で管理している農地台帳からの

除外を行います。あわせて、事務局から法務局に対して地目変更登記の申出を行う
手続を進めることとなります。これにより、登記官の職権により農地から農地以外
の地目へ変更することとなります。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長職務代理者 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手願ひます。

1 2 番委員 議長。

会長職務代理者 はい。

1 2 番委員 法務局のほうの職権で非農地の畑が原野とか、そういうものになるわけでしょうけども、そのときに通知が所有者のほうにいくと思うんです。そのときに異議申立てというふうなことの制度とかというのは何かあるんですか、それはもう一切受け付けられないということですか。

事務局次長 異議申立てとかという前に事前に通知をさせていただいて、非農地とすることに異がある方は事前にお知らせくださいということで事前に諮っております。

1 2 番委員 もう既に諮っているということで、もうそれでじゃあその通知が行った時点で何の異議も申立てはできませんよと言えればいいわけですね、もし問合せがあった場合は。

事務局次長 ですが、前回もあつたんですけれども、それでも残してくれという場合は、そのこの時点でも申し上げるんですけど、残させていただくというふうにしております。

1 2 番委員 もしそういう相談があつた場合には、事務局のほうに連絡を入れてくださいよということで対処したらいいですか。

事務局次長 はい。ただし、現在はかなり草木も繁茂しておりますので、管理のことは重々お話をさせていただきたいと思ひますので、それが条件ということにさせていただきたいと。

1 2 番委員 それじゃ、そういうことで事務局のほうに相談してくださいよと、もし異議があるんでしたら、ということで対処していくようにします。

会長職務代理者 ほかに。

7 番委員 議長。

会長職務代理者 はい。

7 番委員 7 番です。

一、二点教えていただきたいんですけど、一括で事務局のほうで地目変更をされる
ときに、その地目については何で申請されるようになるんですか。

事務局次長 地目のほうは、今はもうほとんど現地を確認してありまして原野・山林、もし駐車場みたいな使い方をされていまして雑種地、ほぼ山林・原野になろうかと思ひます。

会長職務代理者 はい。

7 番委員 それから、もう一点は今申請している土地がどの区分というか、例えば農振地域の

ど真ん中にある圃場であっても、これは山林・原野として地目変更が簡単にできる
んですか。

事務局次長 すみません、農振地域との整合性はこの際考えておりませんが、ただど真ん中にある
想定ではないんです。皆さんに農地として残したいところをリストアップしてく
ださいというのはそういうことでございまして、現地のほうも確認しておりますの
で、真ん中ではなくほぼ周辺部や山林部とか、そういったところをあげておりま
す。

7番委員 仮にこれがど真ん中にあった場合はできるんですか。

事務局次長 農振のほうからいうと、守るべき農地ですので非農地にはしないほうがいいかなと
は思います。ですので、もしそういうところがありましたら見直しをしたいと思
いますが、今のところないのかなと思っております。

7番委員 ありがとうございます。

会長職務代理者 ほかにはございませんか。はい。

23番推進委員 これ昨年した調査のものですよね。私出したんですけども、地図と一緒に。1点も
載ってないんですが確認していただけますかね。

事務局次長 ごめんなさい、先ほど申し上げればよかったんですけど、これは昨年のものであ
ったり、所有者さんの利用意向調査を行っておりますので、その結果ですとかを基
に出したものでございます。昨年8月から11月にパトロールのときにあげていた
だいたリストがあるかと思うんですけど、それは今現在事務局のほうで精査してい
るところでございます。ですので、また近いうちには、事前通知を出す前に皆さん
に見ていただいてということになろうかと思っておりますので、もうしばらくお待ち
いただければと思います。

会長職務代理者 ほかにはございませんか。はい。

20番推進委員 すみません、これは地目が変更になるということで、田んぼが例えば山林・原野に
なったときに税金というか、固定資産税というか、変わっと思うんですが、こ
れがどのような評価とか反映がされるんでしょうか。

事務局次長 税務課に事前に確認をしておりますので、税額だけで言いますと、農地よりは安いと
いいですか、税額が下がるというふうにお聞きしております。

会長職務代理者 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断については、
原案のとおり可決されました。

日程 9、報告第 1 号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程 10、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

会長職務代理者 はい、事務局。

事務局主事 33 ページをお開きください。

報告第 1 号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の 1 件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の 2 件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

会長職務代理者 報告第 1 号、報告第 2 号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

会長職務代理者 質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいと思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方から何かございませんか。

<「なし」の声>

会長職務代理者 それでは、以上で 1 月総会を閉会いたします。

次回 2 月総会は 2 月 10 日金曜日の午前 10 時からの予定です。大変ご苦労さまでした。

(午前 10 時 55 分 閉会)

上記議事録の次第は、真庭市農業委員会会議規則第35条の規定により書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するためにここに署名押印する。

令和 年 月 日

真庭市農業委員会 会長職務代理者

” 委 員

” 委 員